

昭和三十六年政令第四百五号

児童扶養手当法施行令

内閣は、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百二十八号）第四条第一項第五号及び第二項第四号、第九条第二項、第十三条第一項、第二十条並びに第三十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第三条第一項及び第四条第一項第一号ハの政令で定める程度の障害の状態）

第一条 児童扶養手当法（以下「法」という。）第三条第一項に規定する政令で定める程度の障害の状態は、別表第一に定めるとおりとする。

2 法第四条第一項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態は、別表第二に定めるとおりとする。

（法第四条第一項第一号ホの政令で定める児童）  
第一条の二 法第四条第一項第一号ホに規定する政令で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

一 父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）が引き続き一年以上遺棄している児童

二 父が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項の規定による命令（母の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童

三 父が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童

四 母が婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）によらないで懐胎した児童

五 前号に該当するかどうか不明でない児童

（法第四条第一項第二号ホの政令で定める児童）  
第二条 法第四条第一項第二号ホに規定する政令で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

一 母が引き続き一年以上遺棄している児童  
二 母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十条第一項の規定による命令（父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童  
三 母が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童  
四 母が婚姻によらないで懐胎した児童

五 前号に該当するかどうか不明でない児童

（手当額の改定）

第二条の二 令和五年四月以降の月分の児童扶養手当（以下「手当」という。）については、法第五条第一項中「四万千円」とあるのは、「四万四千円」と読み替えて、法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。

2 令和五年四月以降の月分の手当については、法第五条第二項第一号中「一万円」とあるのは、「一万四百二十円」と読み替えて、法の規定を適用する。

3 令和五年四月以降の月分の手当については、法第五条第二項第二号中「六千円」とあるのは、「六千二百五十円」と読み替えて、法の規定を適用する。

（法第九条第一項の政令で定める児童）  
第二条の三 法第九条第一項に規定する政令で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

一 母がなく、かつ、父が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童

二 母が婚姻によらないで懐胎した児童であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの

三 父がなく、かつ、母が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童

四 父母が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童

五 母が婚姻によらないで懐胎した児童に該当するかどうか不明でない児童

（法第九条から第十条までの政令で定める額等）  
第二条の四 法第九条第一項に規定する政令で定める額は、同項に規定する扶養親族等及び児童がないときは、四十九万円とし、扶養親族等又は児童があるときは、当該扶養親族等又は児童の数に応じて、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。

Table with 2 columns: 扶養親族等 (Foster family members) and 児童 (Children). Rows include 金額 (Amount) and 児は又等族親養扶 (Children and other family members).

Table with 4 columns: 児童の人数 (Number of children), 一人 (One person), 二人 (Two persons), 三人 (Three persons). Rows include 第一欄第二欄 (First column, Second column) and 第三欄 (Third column).

Table with 4 columns: 第一欄 (First column), 第二欄 (Second column), 第三欄 (Third column), 第四欄 (Fourth column). Rows include 第一欄 (First column) and 第二欄 (Second column).

扶養親族等  
親族  
又

を、特定扶養親族等があるときは、当該特定扶養親族等一人につき一五〇、〇〇〇円をその額に加算した額とする。次項及び第五項において同じ。）を控除して得た額に〇・〇二三五八〇四を乗じて得た額（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）に十円を加えて得た額とする。

4 第二項の第一加算額一部支給停止額は、法第九條第一項に規定する所得の額から四九〇、〇〇〇円を控除して得た額に〇・〇〇三六三四を乗じて得た額（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）に十円を加えて得た額とする。

5 第二項の第二加算額一部支給停止額は、法第九條第一項に規定する所得の額から四九〇、〇〇〇円を控除して得た額に〇・〇〇二七四八を乗じて得た額（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）に十円を加えて得た額とする。

6 法第九條第二項の規定により受給資格者が支給を受けたものとみなす費用の金額は、当該受給資格者が母である場合にあつては、その監護する児童が父から支払を受けた当該児童の養育に必要な費用の金額の百分の八十に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）とし、当該受給資格者が父である場合にあつては、その監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から支払を受けた当該児童の養育に必要な費用の金額の百分の八十に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）とする。

7 法第九條の二に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等及び児童がないときは、二百三十六万円とし、扶養親族等又は児童があるときは、当該扶養親族等又は児童の数に応じて、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。

児童の人数	扶養親族等の人数	は
一人	一人	二、七四〇、〇〇〇円
二人	二人	二、七四〇、〇〇〇円
三人	三人	二、七四〇、〇〇〇円
四人	四人	二、七四〇、〇〇〇円
五人	五人	二、七四〇、〇〇〇円
六人以上	六人以上	二、七四〇、〇〇〇円

8 法第十條に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等がないときは、二百三十六万円とし、扶養親族等があるときは、当該扶養親族等の数に応じて、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。

第三条 法第九條から第十一條までに規定する所得は、前年の所得のうち、地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）第四條第二項第一号に掲げる道府県民税（都が同法第二條第二項の規定によつて課する同法第四條第二項第一号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）第二十九條第一項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第三十一條の九第一項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金（次条第一項において「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。）に

係るものを除く。）とする。ただし、法第九條第一項に規定する受給資格者が母である場合にあつては、当該母がその監護する児童の父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益（当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。以下この項及び次条第一項において同じ。）に係る所得を含むものとし、法第九條第一項に規定する受給資格者が父である場合にあつては、当該父がその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得を含むものとする。

2 法第十二條第二項各号に規定する所得は、同条第一項の損害を受けた年の所得のうち、前項に規定する範囲の所得とする。

（手当の支給を制限する場合の所得の額の計算方法）

第四條 法第九條第一項及び第九條の二から第十一條までに規定する所得の額は、その年の四月一日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の道府県民税に係る地方税法第三十二條第一項に規定する総所得金額（母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除き、所得税法第二十八條第一項に規定する給与所得又は同法第三十五條第三項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第二十八條第二項の規定により計算した金額及び同法第三十五條第二項第一号の規定により計算した金額の合計額から十万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第二号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第一項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）を、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第三十三條の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四條第一項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項、第三十五條の二第一項、第三十五條の三第一項又は第三十六條の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一條第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五條第一項に規

定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項又は第三十六條の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十二條第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五條の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四十四号）第八條第二項（同法第十二條第五項及び第十六條第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八條第四項（同法第十二條第六項及び第十六條第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三條の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額並びに同法第六項に規定する条約適用配当等の額の合計額（以下この項において「総所得金額等合計額」という。）から八万円を控除した額とする。ただし、法第九條第一項に規定する受給資格者が母である場合にあつては、総所得金額等合計額及び当該母がその監護する児童の父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の百分の八十に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）の合計額から八万円を控除した額とし、同項に規定する受給資格者が父である場合にあつては、総所得金額等合計額及び当該父がその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の百分の八十に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）の合計額から八万円を控除した額とする。

2 次の各号に掲げる者については、当該各号に定める額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。

一 当該年度の道府県民税につき、地方税法第三十四條第一項第一号、第二号、第四号又は第十号の二に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共

濟等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

二 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第六号に規定する控除を受けた者 その控除の対象となつた障害者一人につき二十万七千円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、四十万七千円）

三 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第八号に規定する控除を受けた者（母を除く。）二十万七千円

四 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第八号の二に規定する控除を受けた者（母及び父を除く。）三十五万七千円

五 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第九号に規定する控除を受けた者 二十万七千円

六 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第六條第一項に規定する免除を受けた者 当該免除に係る所得の額

三 前二項の規定は、法第十二条第二項各号に規定する所得の額の計算について準用する。この場合において、第一項中「その年」とあるのは、「法第十二条第一項の損害を受けた年の翌年」と読み替へるものとする。

第五條 法第十二条第一項に規定する政令で定める財産は、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋又は内閣総理大臣が定めるその他の財産とする。

第六條 法第十二条第二項の規定による返還は、同項に規定する金額から、同条第一項の規定の適用により支給が行われた期間（次項において「支給期間」という。）に係る手当の額（同条第一項の規定の適用がない場合にあつても支給される額に限る。）に相当する金額を控除した金額について行うものとする。

2 法第十二条第二項第一号に該当する場合（同項第三号に該当する場合を除く。）において、同項第一号に規定する所得が当該損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得（以下この項において「前年又は前々年における所得」という。）に満たないときは、法第十二条第二項の規定による返還は、前項の規定にかかわらず、同条第二項第一号に規定する手当の金額から、支給期間に係る手当の額（同号に規定する所得を前年又は前々年における所得と

みなした場合に支給される額に限る。）に相当する金額を控除した金額について行うものとする。（法第十三条の二第一項第四号の政令で定める法令）

第六條の二 法第十三条の二第一項第四号に規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。一 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）

二 船員法（昭和二十二年法律第百号）

三 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）

四 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第百六十七号）

五 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）

六 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）

七 証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第九号）

第六條の三 法第十三条の二第一項の規定による母又は養育者（以下この項において「母等」という。）に対する手当の支給の制限は、月を単位として、次の各号に掲げる受給資格者（法第六條第一項に規定する受給資格者をいう。第六條の五第一項及び第二項第六号、第六條の六第一項並びに第六條の七において同じ。）の区分に応じ、公的年金給付等合算額（法第十三条の二第一項第一号に規定する公的年金給付の額、同項第二号に規定する公的年金給付（同号に規定する加算に係る部分に限る。）の額及び同項第四号に規定する遺族補償等の額を合算して得た額をいう。以下この項において同じ。）が当該各号に定める額未満であるときは手当のうち公的年金給付等合算額に相当する部分について、公的年金給付等合算額が第一号に定める額以上であるときは手当のうち同号に定める額について、公的年金給付等合算額が第二号に定める額以上であるときは手当の全部について、行うものとする。

一 法第九條第一項の規定の適用により手当の一部を支給しないこととされる母等（法第十

条又は第十一條の規定の適用を受ける母等を除く。）手当（法第九條第一項の規定の適用によりその一部を支給しないこととされる部分を除く。）の額

二 法第九條第一項又は第九條の二から第十一條までの規定の適用を受ける母等以外の母等 手当の額

2 前項に規定する公的年金給付等合算額は、次の各号の規定によつて計算する。

一 法第十三条の二第一項第一号に規定する公的年金給付の額に加算が行われるときは、その加算された後の額による。

二 次のイからリまでに掲げる規定によりその支給が停止された当該イからリまでに定める給付については、内閣府令で定める方法によつて計算した額について、その支給が停止されていないものとみなす。

イ 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第三十九條の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四條の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。次條第三号及び第六條の五第二項第二号イにおいて「平成二十二年改正前船員保険法」という。）附則第十項 同項に規定する遺族年金

ロ 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第六十條第三項 同項に規定する遺族補償年金

ハ 労働者災害補償保険法第六十條の四第四項において読み替へて準用する同法第六十條第三項 同項に規定する複數事業労働者遺族年金

ニ 労働者災害補償保険法第六十三條第三項において読み替へて準用する同法第六十條第三項 同項に規定する遺族年金

ホ 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）附則第十四項（他の法律において準用する場合を含む。第六條の五第二項第二号ホにおいて同じ。） 同項に規定する遺族補償年金

ヘ 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二十号）附則第六條第三項 同項に規定する遺族補償年金

ト 地方公務員災害補償法第六十九條第一項の規定に基づく条例の規定 当該条例の規定に基づき支給される遺族補償年金に相当する補償

チ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十三年政令第二百八十三号）附則第一條の三五項 同項に規定する障害補償年金

リ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令附則第二條第四項において読み替へて準用する同令附則第一條の三五項 同項に規定する遺族補償年金

三 法第十三条の二第一項第一号に規定する公的年金給付の額又は同項第二号に規定する公的年金給付（同号に規定する加算に係る部分に限る。）の額が年を単位として定められていたときは、これらの給付の額を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨て得た額）による。

四 二人以上の者が共同して法第十三条の二第一項第一号に規定する公的年金給付又は同項第四号に規定する遺族補償等を受けることができるときは、これらの給付の額を受給権者の数で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨て得た額）による。

五 法第十三条の二第一項第四号に規定する遺族補償等については、当該遺族補償等の額を七十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨て得た額）による。

六 法第四條に定める要件に該当する児童（以下この号、第六條の五第二項第七号及び第六條の六第二項第三号において「支給要件該当児童」という。）が複數ある場合における公的年金給付等合算額は、前各号の規定によるほか、次のイ及びロの規定によつて計算する。

イ 公的年金給付等合算額は、全ての支給要件該当児童の児童別公的年金給付等合算額を合算して計算する。

ロ イに規定する児童別公的年金給付等合算額は、支給要件該当児童ごとの法第十三条の二第一項第一号に規定する公的年金給付の額、同項第二号に規定する公的年金給付（同号に規定する加算に係る部分に限る。）の額及び同項第四号に規定する遺族補償等の額を合算して計算する。ただし、次の（一）又は（二）に掲げる支給要件該当児

（一）又は（二）に掲げる支給要件該当児

（一）又は（二）に掲げる支給要件該当児

（一）又は（二）に掲げる支給要件該当児

（一）又は（二）に掲げる支給要件該当児

（一）又は（二）に掲げる支給要件該当児

（一）又は（二）に掲げる支給要件該当児

童の児童別公的年金給付等合算額については、それぞれ(1)又は(2)に定める額を上限とする。

(1) 第一順位児童(支給要件該当児童のうちロ本文の規定によつて計算した児童別公的年金給付等合算額が最も低い額である者(二人以上ある場合にあつては、そのうちの一人)(2)において「第二順位児童」という。五千元

(2) 第一順位児童及び第二順位児童以外の支給要件該当児童 三千元

七 前各号の規定によつて計算した額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。

3 法第十三条の二第二項の規定による父に対する支給の制限については、前二項の規定を準用する。この場合において、第一項中「同項第二号」とあるのは「同項第三号」と、同項第一号中「母等」とあるのは「父」と、「第十号又は第十一号」とあるのは「第十号」と、同項第二号中「第九号の二から第十一号まで」とあるのは「第十号」と、「母等」とあるのは「父」と、前項第三号中「同項第二号」とあるのは「同項第三号」と、同項第六号中「同項第二号」とあるのは「同項第三号」と読み替えるものとする。

(法第十三条の二第二項第一号の政令で定める給付)

第六条の四 法第十三条の二第二項第一号に規定する政令で定める給付は、次のとおりとする。

一 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第七十八條第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の規定に基づく障害年金(障害の程度が同法別表第一に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。)

二 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定(他の法律において準用する場合を含む。)

に基づく増加恩給、傷病年金及び特例傷病恩給

三 雇用保険法等の一部を改正する法律附則第三十九條の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法の規定に基づく障害年金

四 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)の規定に基づく障害年金

五 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)の規定に基づく留守家族手当

六 労働者災害補償保険法の規定に基づく障害補償年金、傷病補償年金、複数事業労働者障害年金、複数事業労働者傷病年金、障害年金及び傷病年金

七 国家公務員災害補償法の規定(他の法律において準用する場合を含む。)に基づく傷病補償年金及び障害補償年金

八 地方公務員災害補償法の規定に基づく傷病補償年金及び障害補償年金並びに同法第六十九條第一項の規定に基づく条例の規定に基づく補償でこれらに相当するもの

九 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十三年法律第百四十三号)第四條第一項の規定に基づく条例の規定に基づく傷病補償年金及び障害補償年金

十 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)次号及び第十二号において「平成二十四年一元化法」という。

附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号)第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)以下この号及び第十二号において「旧国共済法」という。の規定に基づく障害年金(障害の程度が旧国共済法別表第三に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。)

十一 平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号)第一条の規定による改正前の地方公務員等共済

組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の規定に基づく障害年金(障害の程度が同法別表第三に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。)

十二 平成二十四年一元化法附則第七十九條の規定によりなおその効力を有するものとされた私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百六号)第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第百四十五号)の規定に基づく障害年金(障害の程度が同法第二十五條第一項において準用する旧国共済法別表第三に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。)

十三 国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)附則第二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)第二條第一項の互助年金のうち公務傷病年金及び国会議員互助年金法を廃止する法律附則第十一條第一項の公務傷病年金

十四 執行官法の一部を改正する法律(平成十九年法律第十八号)による改正前の執行官法(昭和四十一年法律第百一十一号)附則第十三條の規定に基づく年金たる給付のうち増加恩給

(法第十三条の二第二項の規定による手当の支給の制限)

第六条の五 法第十三条の二第二項の規定による手当の支給の制限は、月を単位として、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、公的年金給付等合算額(同項第一号に規定する公的年金の額を合算して得た額をいう。以下この項において同じ。)が当該各号に定める額未満であるときは手当のうち公的年金給付等合算額に相当する部分について、公的年金給付等合算額が第一号に定める額以上であるときは手当のうち同

一 法第九條第一項又は第十三條の二第一項の規定の適用により手当の一部を支給しないこととされる受給資格者(法第九條第一項、第九條の二から第十一條まで又は第十三條の二第一項の規定の適用により手当の全部を支給しないこととされる額

二 法第九條第一項、第九條の二から第十一條まで又は第十三條の二第二項の規定の適用により手当の全部を支給しないこととされる額

三 法第九條第一項、第九條の二から第十一條まで又は第十三條の二第二項の規定の適用により手当の全部を支給しないこととされる額

四 法第九條第一項、第九條の二から第十一條まで又は第十三條の二第二項の規定の適用により手当の全部を支給しないこととされる額

五 法第九條第一項、第九條の二から第十一條まで又は第十三條の二第二項の規定の適用により手当の全部を支給しないこととされる額

六 法第九條第一項、第九條の二から第十一條まで又は第十三條の二第二項の規定の適用により手当の全部を支給しないこととされる額

七 法第九條第一項、第九條の二から第十一條まで又は第十三條の二第二項の規定の適用により手当の全部を支給しないこととされる額

八 法第九條第一項、第九條の二から第十一條まで又は第十三條の二第二項の規定の適用により手当の全部を支給しないこととされる額

九 法第九條第一項、第九條の二から第十一條まで又は第十三條の二第二項の規定の適用により手当の全部を支給しないこととされる額

十 法第九條第一項、第九條の二から第十一條まで又は第十三條の二第二項の規定の適用により手当の全部を支給しないこととされる額

しないこととされる受給資格者を除く。)手当(法第九條第一項又は第十三條の二第一項の規定の適用によりその一部を支給しないこととされる部分を除く。)の額

二 法第九條第一項、第九條の二から第十一條まで又は第十三條の二第二項の規定の適用により手当の全部を支給しないこととされる受給資格者及び前号に掲げる受給資格者以外の受給資格者 手当の額

前項に規定する公的年金給付等合算額は、次の各号の規定によつて計算する。

一 法第十三條の二第二項第一号に規定する公的年金給付の額に加算が行われるときは、その加算された後の額による。

二 次のイからチまでに掲げる規定によりその支給が停止された当該イからチまでに定める給付については、内閣府令で定める方法によつて計算した額について、その支給が停止されていらないものとみなす。

イ 雇用保険法等の一部を改正する法律附則第三十九條の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法附則第十項 同項に規定する遺族年金

ロ 労働者災害補償保険法第六十條第三項 同項に規定する遺族補償年金

ハ 労働者災害補償保険法第六十條の四第四項において読み替えて準用する同法第六十條第三項 同項に規定する複数事業労働者遺族年金

ニ 労働者災害補償保険法第六十三條第三項において読み替えて準用する同法第六十條第三項 同項に規定する遺族年金

ホ 国家公務員災害補償法附則第十四項 同項に規定する遺族補償年金

ト 地方公務員災害補償法附則第六條第三項 同項に規定する遺族補償年金

チ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令附則第二條第四項において読み替えて準用する同令附則第一條の三第五項 同項に規定する遺族補償年金

三 法第十三條の二第二項第一号に規定する公的年金給付の額が年を単位として定められて

三 法第十三條の二第二項第一号に規定する公的年金給付の額が年を単位として定められて

三 法第十三條の二第二項第一号に規定する公的年金給付の額が年を単位として定められて

三 法第十三條の二第二項第一号に規定する公的年金給付の額が年を単位として定められて

いるときは、当該公的年金給付の額を十二で除して得た額（その額に一月未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）による。

四 二人以上の者が共同して法第十三条の第二項第一号に規定する公的年金給付又は同項第二号に規定する遺族補償等を受けることができるときは、これらの給付の額を受給権者の数で除して得た額（その額に一月未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）による。

五 法第十三条の第二項第二号に規定する遺族補償等については、当該遺族補償等の額を七十二で除して得た額（その額に一月未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）による。

六 受給資格者が法第十三条の第三項の規定の適用を受ける者であるときは、第一号及び前号の規定にかかわらず、同条第二項第一号に規定する公的年金給付の額は当該公的年金給付のうち子を有する者に係る加算に係る部分の額によることとし、同項第二号に規定する遺族補償等の給付の額は零とする。

七 前号に規定する場合において支給要件該当児童が複数あるときは、公的年金給付等合算額は、第二号から第四号まで及び前号の規定によるほか、次のイ及びロの規定によって計算する。

イ 公的年金給付等合算額は、全ての支給要件該当児童の児童別公的年金給付等合算額を合算して計算する。  
ロ イに規定する児童別公的年金給付等合算額は、支給要件該当児童ごとの法第十三条の第二項第一号に規定する公的年金給付（子を有する者に係る加算に係る部分に限る。）の額を合算して計算する。ただし、次の（一）又は（二）に掲げる支給要件該当児童の児童別公的年金給付等合算額については、それぞれ（一）又は（二）に定める額を上限とする。

（一）第一順位児童（支給要件該当児童のうちロ本文の規定によって計算した児童別公的年金給付等合算額が最も低い額である者（二人以上ある場合にあつては、そのうちの一人）をいう。（二）において同じ。）以外の支給要件該当児童のうち

ロ本文の規定によって計算した児童別公的年金給付等合算額が最も低い額である者（二人以上ある場合にあつては、そのうちの一人）をいう。（二）において「第二順位児童」という。）五千元

（2）第一順位児童及び第二順位児童以外の支給要件該当児童 三千元

八 前各号の規定によって計算した額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。

（法第十三条の第三項の規定による手当の支給の制限）

第六条の六 法第十三条の第三項の規定による手当の支給の制限は、月を単位として、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、障害基礎年金等加算額（障害基礎年金等の給付のうち同項に規定する加算に係る部分の額をいう。以下この項において同じ。）が当該各号に定める額未満であるときは手当のうち障害基礎年金等加算額に相当する部分について、障害基礎年金等加算額が第一号に定める額以上であるときは手当のうち同号に定める額について、障害基礎年金等加算額が第二号に定める額以上であるときは手当の全部について、行うものとする。

一 法第九条第一項又は第十三条の第二項の規定の適用により手当の一部を支給しないこととされる受給資格者（法第九条第一項、第九条の二から第十一号まで又は第十三条の第二項の規定の適用により手当の全部を支給しないこととされる受給資格者を除く。）  
二 法第九条第一項、第九条の二から第十一号まで又は第十三条の第二項の規定の適用により手当の全部を支給しないこととされる受給資格者及び前号に掲げる受給資格者以外の受給資格者 手当の額

前項に規定する障害基礎年金等加算額は、次の各号の規定によって計算する。

一 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令附則第一条の三五項の規定によりその支給が停止された同項に規定する障害補償年金については、内閣府令で定める方法によって計算し

た額について、その支給が停止されていないものとみなす。

二 障害基礎年金等の給付（法第十三条の第二項に規定する加算に係る部分に限る。）の額が年を単位として定められているときは、当該給付の額を十二で除して得た額（その額に一月未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）による。

三 支給要件該当児童が複数ある場合における障害基礎年金等加算額は、前二号の規定によるほか、次のイ及びロの規定によって計算する。

イ 障害基礎年金等加算額は、全ての支給要件該当児童の児童別障害基礎年金等加算額を合算して計算する。  
ロ イに規定する児童別障害基礎年金等加算額は、支給要件該当児童ごとの障害基礎年金等の給付（法第十三条の第三項に規定する加算に係る部分に限る。）の額を合算して計算する。ただし、次の（一）又は（二）に掲げる支給要件該当児童の児童別障害基礎年金等加算額については、それぞれ（一）又は（二）に定める額を上限とする。

（一）第一順位児童（支給要件該当児童のうちロ本文の規定によって計算した児童別障害基礎年金等加算額が最も低い額である者（二人以上ある場合にあつては、そのうちの一人）をいう。（二）において同じ。）以外の支給要件該当児童のうちロ本文の規定によって計算した児童別障害基礎年金等加算額が最も低い額である者（二人以上ある場合にあつては、そのうちの一人）をいう。（二）において「第二順位児童」という。）五千元

（2）第一順位児童及び第二順位児童以外の支給要件該当児童 三千元

四 前三号の規定によって計算した額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。

（受給資格者が法第十三条の第三項の規定の適用を受ける場合の所得の範囲等の特例）  
第六条の七 受給資格者が法第十三条の第三項の規定の適用を受ける場合における第三項並びに第四条第一項及び第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第三条第一項中「非課税所得」とあるのは「非課税所得（公的年金給付及び法第十三条の第二項第四号に規定する遺族補償等に係るものを除く。）」と、第四条第一項中「公的年金等」とあるのは「公的年金等若しくは非課税公的年金給付等（公的年金給付又は法第十三条の第二項第四号に規定する遺族補償等であつて、地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県民税についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得に係るものをいう。以下この項において同じ。）」と、「同法第二十八条第二項」とあるのは「所得税法第二十八条第二項」と、「同法第三十五条第二項第一号」とあるのは「非課税公的年金給付等についても同法第三十五条第三項に規定する公的年金等とみなして同条第二項第一号」とする。  
（法第十三条の第三項の規定により支給しない手当の額）  
第七条 受給資格者（法第十三条の第三項に規定する受給資格者をいう。以下この条及び次条において同じ。）に対する手当について、同項の規定により支給しない手当の額は、月を単位として、支給開始月（法第七条第一項に規定する支給開始月をいう。）の初日から起算して五年又は手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日から起算して七年を経過した日（法第六条第一項の規定による認定の請求をした日）において三歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が三歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して五年を経過した日）の属する月の翌月以降に法第十三条の三の規定の適用がないものとして法の規定により支給すべき手当の額に二分の一を乗じて得た額（その額が同条第一項ただし書に規定する当該受給資格者に支払うべき手当の額の二分の一に相当する額を超えるときは、当該相当する額）とし、これらの額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。  
（法第十三条の三第二項の政令で定める事由）  
第八条 法第十三条の三第二項に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。  
一 受給資格者が就業していること又は求職活動その他内閣府令で定める自立を図るための活動をしていること。



限並びに同月以前の月分の児童扶養手当、特別児童扶養手当及び福祉手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

附則 (昭和六〇年七月一九日政令第二三六号)

第一条 この政令は、昭和六十年八月一日から施行する。

第二条 昭和六十年七月以前の月分の児童扶養手当(以下「手当」という。)の支給の制限及び同月以前の月分の手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

2 児童扶養手当法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第五条に規定する既認定者等(以下「既認定者等」という。)に係る昭和六十年八月から昭和六十一年七月までの月分の手当の支給の制限及び当該期間の月分の手当に相当する金額の返還については、この政令による改正後の第二条の三第二項及び第五条の二の規定を適用する場合同様に、第二条の三第二項中「一、六〇五、〇〇〇円」とあるのは「二、一四八、〇〇〇円」と、「三三〇、〇〇〇円」とあるのは「二九〇、〇〇〇円」と、第五条の二第二項中「第二条の三第二項」とあるのは「児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令(昭和六十年政令第二百三十六号)附則第二条第二項の規定により読み替えられた第二条の三第二項」とする。

第三条 既認定者等に係る手当に関する証書の記載事項の訂正に関する事務については、改正法附則第六項に規定する政令で定める日までの間、この政令による改正前の第六条の規定は、なおその効力を有する。

第四条 既認定者等に係る改正法附則第六条第一項に規定する政令で定める日の属する月までの月分の手当について児童扶養手当法第十二条、第二十三条又は第二十九条の規定を適用する場合同様に、同法第十二条第二項中「都道府県、市(特別区を含む)、又は福祉事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。）」とあるのは「(国)と、同法第二十三條第一項中「都道府県知事等」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第二十九條第一項及び第二項中「都

府県知事等」とあるのは「内閣総理大臣又は都道府県知事」とする。

附則 (昭和六一年四月三〇日政令第一三三三号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の第二条の三及び次項(同条第二項の規定を適用する場合に係る部分に限る。)の規定は昭和六十一年四月以降の月分の児童扶養手当(以下「手当」という。)の支給の制限については、改正後の第五条の二及び次項(同条第二項の規定を適用する場合に係る部分に限る。)の規定は同月以降の月分の手当に相当する金額の返還について適用し、同年三月以前の月分の手当の支給の制限及び同月以前の月分の手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

3 児童扶養手当法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第四十八号)附則第五条に規定する既認定者等であつて、その者の昭和五十九年の児童扶養手当法第九条に規定する所得が改正後の第二条の三第二項の表の上欄に定める区分に応じ同表の下欄に定める額以上であるものに係る昭和六十一年四月から同年七月までの月分の手当の支給の制限及び当該期間の月分の手当に相当する金額の返還については、同項及び改正後の第五条の二第二項の規定を適用する場合同様に、これらの規定中「一万七千二百円」とあるのは、「一万七千七百円」とする。

附則 (昭和六一年五月八日政令第一五〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六一年七月二二日政令第二六一号)

1 この政令は、昭和六十一年八月一日から施行する。

2 昭和六十一年七月以前の月分の児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七條第一項の規定による福祉手当(以下「福祉手当」という。)の支給の制限並びに同月以前の月分の児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

附則 (昭和六二年五月二九日政令第一八三三号)抄

1 この政令は、昭和六十二年八月一日から施行する。

3 昭和六十二年七月以前の月分の児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七條第一項の規定による福祉手当(以下「福祉手当」という。)の支給の制限並びに同月以前の月分の児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

附則 (昭和六三年五月二四日政令第一六〇号)

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の第二条の三及び第五条の二並びに次項の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

2 昭和六十三年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限及び同月以前の月分の児童扶養手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

附則 (昭和六三年五月三一日政令第一七三三号)抄

1 この政令は、昭和六十三年八月一日から施行する。

2 昭和六十三年七月以前の月分の児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)附則第九十七條第一項の規定による福祉手当(以下「福祉手当」という。)の支給の制限並びに同月以前の月分の児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

附則 (平成元年五月三一日政令第一六二二号)抄

1 この政令は、平成元年八月一日から施行する。

3 平成元年七月以前の月分の児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七條第一項の規定による福祉手当(以下「福祉手当」という。)の支給の制限並びに同月以前の月分の児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

附則 (平成元年一二月二二日政令第三三八号)

1 この政令は、平成元年八月一日から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の第二条の三及び第五条の二並びに次項の規定は、平成元年四月一日から適用する。

2 平成元年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限及び同月以前の月分の児童扶養手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

附則 (平成二年三月二〇日政令第四一〇号)抄

1 この政令は、平成二年四月一日から施行する。

2 平成二年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限及び同月以前の月分の児童扶養手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

附則 (平成二年七月二〇日政令第二一九号)

1 この政令は、平成二年八月一日から施行する。

2 平成二年七月以前の月分の児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)附則第九十七條第一項の規定による福祉手当(以下「福祉手当」という。)の支給の制限並びに同月以前の月分の児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

附則 (平成三年三月二九日政令第六二二号)

1 この政令は、平成三年四月一日から施行する。

2 平成三年三月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

3 平成三年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限及び同月以前の月分の児童扶養手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

附則 (平成三年六月七日政令第二〇〇号)抄

1 この政令は、平成三年八月一日から施行する。

3 平成三年七月以前の月分の児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者





附則（平成一〇年六月二四日政令第二二四号）

1 この政令は、平成十年八月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。  
(児童扶養手当の支給に関する経過措置)  
2 平成十年七月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限及び同月以前の月分の児童扶養手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

3 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）において、児童扶養手当の支給要件に該当すべき者（第一条中児童扶養手当法施行令第一条の第二号の改正規定により新たに児童扶養手当の支給要件に該当すべき者となるものに限る。）は、施行日前においても、施行日においてその要件に該当することを条件として、当該児童扶養手当について児童扶養手当法第六条第一項の認定の請求の請求の手続をとることができ  
4 前項の手続をとった者が、施行日において児童扶養手当の支給要件に該当しているときは、その者に対する児童扶養手当については、児童扶養手当法第七条第一項の規定にかかわらず、平成十年八月分から支給する。  
附則（平成一二年三月一九日政令第四六号）

1 この政令は、平成十一年四月一日から施行する。  
(経過措置)  
2 平成十一年三月以前の月分の児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の額については、なお従前の例による。  
3 平成十一年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限及び同月以前の月分の児童扶養手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

附則（平成一二年二月八日政令第三九三号）抄  
第一条（施行期日）  
この政令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第四十八条、第四十九条及び第六十九条の規定は、平成十四年八月一日から施行する。

附則（平成一二年六月七日政令第三〇九号）抄  
1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十二年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。  
附則（平成一三年七月四日政令第三二四号）抄  
1 この政令は、平成十三年八月一日から施行する。  
(経過措置)  
3 平成十三年七月以前の月分の児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定による福祉手当（以下「福祉手当」という。）の支給の制限並びに同月以前の月分の児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

附則（平成一四年五月二四日政令第一八二号）抄  
1 この政令は、平成十四年六月一日から施行する。ただし、第一条から第三条まで及び第七条並びに次項及び附則第三項の規定は、平成十四年八月一日から施行する。  
附則（平成一四年六月二二日政令第二〇七号）抄  
1 この政令は、平成十四年八月一日から施行する。  
第一条 この政令は、平成十四年八月一日から施行する。  
(児童扶養手当法施行令の一部改正に伴う経過措置)  
第二条 平成十四年七月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限及び同月以前の月分の児童扶養手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。  
附則（平成一四年二月一八日政令第三八五号）抄  
第一条（施行期日）  
この政令は、平成十五年四月一日から施行する。  
附則（平成一五年三月三一日政令第一五〇号）抄  
第一条（施行期日）  
この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

(児童扶養手当法施行令の一部改正に伴う経過措置)  
第二条 平成十五年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限及び同月以前の月分の児童扶養手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。  
附則（平成一七年三月三〇日政令第九〇号）抄  
(施行期日)  
第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。  
(経過措置)  
第二条 平成十七年四月以降の月分の児童扶養手当について、児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律（平成十七年法律第九号）第一項の規定の適用がある場合においては、第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令（附則第四条において「新令」という。）第二条の四第二項中「〇・〇一八・一〇九八」とあるのは、「〇・〇一八四九一三」とする。  
第三条 平成十七年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。  
第四条 新令第五条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に行われる児童扶養手当法第十二条第二項の規定による返還について、適用する。  
2 平成十七年三月以前の月分の児童扶養手当の児童扶養手当法第十二条第二項の規定による返還については、新令第五条の二第二項の規定により返還することとなる金額が第一条の規定による改正前の児童扶養手当法施行令第五条の二第二項に規定する金額を超える場合（児童扶養手当法第十二条第二項第一号に規定する所得が、同令第二条の四第二項の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額未満である場合に限る。）には、新令第五条の二第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
附則（平成一七年六月一日政令第一九七号）抄  
第一条（施行期日）  
この政令は、公布の日から施行する。  
(児童扶養手当法施行令の一部改正に伴う経過措置)  
第五条 第三条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第四条第一項の規定は、平成十七年

八月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限及び同月以後の月分の児童扶養手当に相当する金額の返還について適用し、同年七月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限及び同月以前の月分の児童扶養手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。  
附則（平成一八年三月三〇日政令第一二二号）抄  
(施行期日)  
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。  
(児童扶養手当法施行令の一部改正に伴う経過措置)  
第二条 平成十八年四月以降の月分の児童扶養手当について、児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律（平成十七年法律第九号）第一項の規定の適用がある場合においては、第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第二条の四第二項中「〇・〇一八・一〇九八」とあるのは、「〇・〇一八四一六二」とする。  
第三条 第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第二条の四の規定（前条の規定の適用がある場合には、同条の規定）は、平成十八年四月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限について適用し、同年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。  
第四条 第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第四条第二項の規定は、平成十八年八月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限及び同月以後の月分の児童扶養手当に相当する金額の返還について適用し、同年七月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限及び同月以前の月分の児童扶養手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。  
附則（平成一八年三月三一日政令第一三四号）抄  
第一条（施行期日）  
この政令は、平成十八年四月一日から施行する。  
附則（平成一九年四月一日政令第一五四号）抄  
第一条（施行期日）  
この政令は、公布の日から施行する。

(児童扶養手当法施行令の一部改正に伴う経過措置)  
第二条 平成十九年四月以降の月分の児童扶養手当について、児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律(平成十七年法律第九号)第一項の規定の適用がある場合においては、第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第二条の四第二項中「〇・〇一八六一八」とあるのは、「〇・〇一八三九八八」とする。

第三条 第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第二条の四第二項の規定(前条の規定の適用がある場合には、同条の規定)は、平成十九年四月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限について適用し、同年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

附則 (平成二〇年二月八日政令第三号)  
この政令は、公布の日から施行する。  
附則 (平成二二年三月三十一日政令第八号)  
(施行期日)  
第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(児童扶養手当法施行令の一部改正に伴う経過措置)  
第二条 第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第二条の四第二項の規定は、平成二十一年四月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限について適用し、同年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

附則 (平成二二年三月三十一日政令第五号)  
抄  
(施行期日)  
第一条 この政令は、平成二十二年六月一日から施行する。

附則 (平成二二年四月一日政令第一〇四号)  
(施行期日)  
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

第二条 平成二十二年四月以降の月分の児童扶養手当について、児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律(平成十

七年法律第九号)第一項の規定の適用がある場合においては、第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第二条の四第二項中「〇・〇一八六一八」とあるのは、「〇・〇一八四一六二」とする。

第三条 第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第二条の四第二項の規定(前条の規定の適用がある場合には、同条の規定)は、平成二十二年四月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限について適用し、同年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

附則 (平成二二年六月二日政令第一四〇号)  
(施行期日)  
第一条 この政令は、平成二十二年八月一日から施行する。

第二条 平成二十三年四月以降の月分の児童扶養手当について、児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律第一項の規定の適用がある場合においては、第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第二条の四第二項中「〇・〇一八〇三四七」とあるのは、「〇・〇一八三三〇一」とする。

第三条 第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第二条の四第二項の規定(前条の規定の適用がある場合には、同条の規定)は、平成二十三年四月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限について適用し、同年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

附則 (平成二三年二月二八日政令第一四三〇号)  
抄  
(施行期日)  
第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第二条、第四条、第五条及び第九条から第十二条までの規定並びに附則第三条及び第五条から第十一条までの規定 平成二十四年八月一日

(児童扶養手当法施行令の一部改正に伴う経過措置)  
第十条 第十一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第二条の四第一項及び第二項の規定は、平成二十三年以後の年の所得による児童扶養手当の支給の制限及び児童扶養手当に相当する金額の返還について適用し、平成二十二年以前の年の所得による支給の制限及び返還については、なお従前の例による。

附則 (平成二四年三月三〇日政令第九四号)  
(施行期日)  
1 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 平成二十四年四月以降の月分の児童扶養手当について、児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律第一項の規定の適用がある場合においては、第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第二条の四第二項中「〇・〇一七九八二七」とあるのは、「〇・〇一八二八九〇」とする。

3 第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第二条の四第二項の規定(前項の規定の適用がある場合には、同項の規定)は、平成二十四年四月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限について適用し、同年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

附則 (平成二四年七月二〇日政令第一九八号)  
(施行期日)  
1 この政令は、平成二十四年八月一日から施行する。

2 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)においてこの政令による改正後の児童扶養手当法施行令(以下「新令」という。)第一条の二第二号又は第一条の三第二号の規定により新たに児童扶養手当法第四条に定める要件に該当することとなった児童を施行日において現に監護し、又は養育している者が、平成二十四年八月三十一日までの間に同法第六条第一項又は第八条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する児童扶養手当の支給又はその額の改定は、同法第七条第一項又は第八条第一項の規定にかかわらず、同月から行う。

3 前項に規定する者(施行日において新令第一条の二第二号又は第一条の三第二号の規定により新たに児童扶養手当の支給要件に該当することとなった者に限る。)に対する児童扶養手当の支給に関し、児童扶養手当法第十三条の二の規定を適用する場合には、同条第一項中「手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日」とあるのは、「平成二十四年八月一日」とする。

附則 (平成二五年二月二六日政令第三五八号)  
この政令は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則 (平成二六年三月三十一日政令第一三三号)  
(施行期日)  
1 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 平成二十六年三月以前の月分の児童扶養手当法による児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当、国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定による福祉手当並びに原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当については、なお従前の例による。

3 第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第二条の四第二項の規定(第六条の規定による改正後の児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律第二項の規定に基づき児童扶養手当等の改定額を定める政令の一部を改正する等の政令第二条の規定の適用がある場合には、同条の規定)は、平成二十六年四月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限について適用し、同年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

附則 (平成二六年九月二五日政令第三一三号)  
(施行期日)  
1 この政令は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、第三条、第六条から第十條ま

で、第十四条及び第十六条の規定は、同年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十七年七月以前の月分の児童扶養手当に係る第二条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令(以下この項及び次項において「新令」という。)第三条第一項及び第四条第一項の規定の適用については、新令第三条第一項中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和三十一年政令第二百二十四号)第二十九条第一項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第三十一条の九第一項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十八号)第二条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法(昭和三十一年法律第九十九号)第三十一条に規定する母子家庭自立支援給付金」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」と、新令第四条第一項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」とする。

3 平成二十七年八月から平成二十八年七月までの月分の児童扶養手当に係る新令第三条第一項及び第四条第一項の規定の適用については、新令第三条第一項中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十八号)第二条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法(昭和三十一年法律第九十九号)第三十一条に規定する母子家庭自立支援給付金並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」と、新令第四条第一項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」とする。

附則(平成二十七年三月三十一日政令第一三七号)

1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十七年三月以前の月分の児童扶養手当法による児童扶養手当、特別児童扶養手当等の法律(平成二十八年法律第十五号。次条第二

支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定による福祉手当については、なお従前の例による。

3 第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第二条の四第二項の規定は、平成二十七年四月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限について適用し、同年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

附則(平成二十七年二月二十八日政令第四三三三号)

1 この政令は、平成二十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の児童扶養手当法施行令第六条の三第二項第二号及び第六条の四第二項第二号の規定は、平成二十八年一月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限について適用し、平成二十七年十二月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

附則(平成二十八年三月三十一日政令第一七五号)

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十八年三月以前の月分の児童扶養手当法による児童扶養手当、特別児童扶養手当等の法律(平成二十八年法律第十五号。次条第二

項及び附則第四条第二項において「改正法」という。)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則(平成二十八年七月一日政令第二五六号)抄

1 この政令は、平成二十八年八月一日から施行する。

2 この政令による改正後の児童扶養手当法施行令第二条の四第二項から第五項までの規定は、平成二十八年八月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限について適用し、同年七月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

附則(平成二十九年三月三十一日政令第九六号)

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十九年三月以前の月分の児童扶養手当法による児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定による福祉手当については、なお従前の例による。

3 第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第二条の四第三項から第五項までの規定は、平成二十九年四月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限について適用し、同年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

附則(平成二十九年十一月二十九日政令第二九四号)抄

1 この政令は、平成三十年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 第二条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第二条の四第一項から第三項までの規定は、平成三十一年十一月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限について適用し、同年十月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

附則(平成三十一年二月八日政令第二一七号)

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成三十一年三月以前の月分の児童扶養手当法による児童扶養手当、特別児童扶養手当等の法律(平成三十一年三月二十九日政令第一一六号)

附則(平成三十一年三月三〇日政令第一〇八号)

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

2 平成三十年三月以前の月分の児童扶養手当法による児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定による福祉手当については、なお従前の例による。

3 第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第二条の四第三項から第五項までの規定は、平成三十年四月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限について適用し、同年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

附則(平成三十一年七月二十七日政令第二三三三号)抄

1 この政令は、平成三十年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令(次項において「新児童扶養手当法施行令」という。)第二条の四第一項及び第三項から第五項までの規定は、平成三十年八月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限について適用し、同年七月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

3 新児童扶養手当法施行令第四条第一項及び第二項の規定は、平成三十年八月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限及び同月以後の月分の児童扶養手当に相当する金額の返還について適用し、同年七月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限及び同月以前の月分の児童扶養手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

附則(平成三十一年三月二十九日政令第一一六号)

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成三十一年三月以前の月分の児童扶養手当法による児童扶養手当、特別児童扶養手当等の法律(平成三十一年三月二十九日政令第一一六号)

附則(平成三十一年三月二十九日政令第一一六号)

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成三十一年三月以前の月分の児童扶養手当法による児童扶養手当、特別児童扶養手当等の法律(平成三十一年三月二十九日政令第一一六号)

1 (施行期日)  
この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 平成三十一年三月以前の月分の児童扶養手当法による児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定による福祉手当については、なお従前の例による。

3 第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第二条の四第三項から第五項までの規定は、平成三十一年四月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限について適用し、同年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

附則 (令和二年三月三〇日政令第九六号)

1 (施行期日)  
この政令は、令和二年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 令和二年三月以前の月分の児童扶養手当法による児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定による福祉手当については、なお従前の例による。

3 第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第二条の四第三項から第五項までの規定は、令和二年四月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限について適用し、同年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

附則 (令和二年七月八日政令第二一九号)

この政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和二年九月一日)から施行する。

附則 (令和二年九月四日政令第二七〇号)  
(施行期日)  
この政令は、令和三年一月一日から施行する。

第五条 第四条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第四条第一項(同条第三項において

準用する場合を含む。)の規定は、令和二年以後の年の所得による児童扶養手当の支給の制限及び児童扶養手当に相当する金額の返還について適用し、令和元年以前の年の所得による当該支給の制限及び返還については、なお従前の例による。

附則 (令和二年一〇月三〇日政令第三一八号)

1 (施行期日)  
この政令は、令和三年三月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この政令による改正後の児童扶養手当法施行令(次項において「新令」という。)第六条の七の規定(児童扶養手当法施行令第三条第一項の読替えに係る部分に限る。)は、令和三年三月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限及び児童扶養手当に相当する金額の返還について適用し、同年二月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限及び児童扶養手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

3 新令第六条の七に規定する場合における令和三年三月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限及び児童扶養手当に相当する金額の返還についての国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和二年政令第二百七十号)附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる同令第四条の規定による改正前の児童扶養手当法施行令第四条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条第一項中「除く」とあるのは「除き、非課税公的年金給付等(公的年金給付又は法第十三条の二第一項第四号に規定する遺族補償等であつて、地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県民税についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得に係るものをいう。以下この項において同じ。に係る所得を有する場合)は、非課税公的年金給付等についても所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等とみなして同条第二項第一号の規定により計算した金額と同項第二号の規定により計算した金額とを合算した金額を同条第一項に規定する雑所得の金額として計算するものとする」と、「山林所得金額、同法」とあるのは「山林所得金額、地方税法」とし、同年二月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限及び児童扶養手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

附則 (令和二年二月二四日政令第三一八号) 抄

第一条 この政令は、令和三年一月一日から施行する。  
(児童扶養手当法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第三条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第四条第一項及び第二項(これらの規定を児童扶養手当法施行令第四条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、令和二年以後の年の所得による児童扶養手当の支給の制限及び児童扶養手当に相当する金額の返還について適用し、令和元年以前の年の所得による当該支給の制限及び返還については、なお従前の例による。

附則 (令和三年二月二四日政令第三一八号) 抄

1 (施行期日)  
この政令は、令和四年四月一日から施行する。  
(児童扶養手当の支給の制限に関する経過措置)

2 この政令の施行の日前に児童扶養手当の支給の認定を受けた児童扶養手当法第十三条の三第一項に規定する受給資格者であつて、この政令の施行により新たに児童扶養手当法施行令第八条第二号に掲げる事由に該当することとなつたものに係る令和四年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

附則 (令和四年三月二五日政令第一〇九号)

1 (施行期日)  
この政令は、令和四年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 令和四年三月以前の月分の児童扶養手当法による児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定による福祉手当については、なお従前の例による。

附則 (令和五年三月三〇日政令第一一三三号)

1 (施行期日)  
この政令は、令和五年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 令和五年三月以前の月分の児童扶養手当法による児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定による福祉手当については、なお従前の例による。

児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

附則 (令和五年三月三〇日政令第一一三三号)

1 (施行期日)  
この政令は、令和五年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 令和五年三月以前の月分の児童扶養手当法による児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定による福祉手当については、なお従前の例による。

3 第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第二条の四第三項から第五項までの規定は、令和五年四月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限について適用し、同年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

附則 (令和五年三月三〇日政令第一二六号) 抄

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。  
(施行期日)

別表第一(第一条、第八条関係)  
一 一次に掲げる視覚障害  
イ 両眼の視力がそれぞれ〇・〇七以下のもの  
ロ 一眼の視力が〇・〇八、他眼の視力が手動弁以下のもの  
ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつI/二視標による両眼中心視野角度が五六度以下のもの

二 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの  
三 両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの  
四 平衡機能に著しい障害を有するもの  
五 そしやくの機能を欠くもの  
六 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの

- 六 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
  - 七 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
  - 八 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
  - 九 一上肢の全ての指を欠くもの
  - 十 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
  - 十一 両下肢の全ての指を欠くもの
  - 十二 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
  - 十三 一下肢を足関節以上で欠くもの
  - 十四 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
  - 十五 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
  - 十六 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
  - 十七 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの（備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 別表第二（第一条関係）**
- 一 次に掲げる視覚障害
    - イ 両眼の視力がそれぞれ〇・〇三以下のもの
    - ロ 一眼の視力が〇・〇四、他眼の視力が手動弁以下のもの
    - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつI/二視標による両眼中心視野角度が二八度以下のもの
    - ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が二〇点以下のもの
    - ニ 両耳の聴力レベルが一〇〇デシベル以上のもの
    - 三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
    - 四 両上肢の全ての指を欠くもの
    - 五 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの

- 六 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 七 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 八 体幹の機能に座つていることができない程度又は立ち上がる事ができない程度の障害を有するもの
- 九 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 十 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 十一 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものであつて、内閣総理大臣が定めるもの（備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。